

# 税が支える

# 住みよいまちづくり

住民税は、皆さんの日常生活に身近な関わりを持つ町や県が行う仕事のための費用を住民が分担し合う税金です。一般に、町民税と県民税を合わせて住民税と呼びます。



## 住民税って どんなもの？

- 問い合わせ ・課税内容について 税務課 住民税係 内線113  
・口座振替について 税務課 徴収係 内線110

### ■税金を納める方

住民税は、一定の額を負担する「均等割」と所得金額に応じて負担する「所得割」によって構成されています。原則その年の1月1日現在、町内に住所があり、前年中に所得のあった方が納税義務者となります。

※1月2日以後に東浦町に住所を移した場合は、1月1日現在の住所地で課税

### 税額の計算は…

- 均等割・町民税 3,500円  
・県民税 2,000円
- 所得割  
課税所得×税率－税額控除額  
(課税所得＝所得金額－所得控除額)

### ■令和3年度住民税が課税されない方

### ●均等割も所得割も課税されない方

- ・令和3年1月1日に死亡した方
- ・令和3年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方

・障がい者、未成年者、ひとり親・寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の方

### ●均等割が課税されない方

前年中の合計所得金額(※1)が、次の式で求めた金額以下の方

(扶養親族の人数+1)×28万円

▼扶養親族がいない場合は38万円

### ●所得割が課税されない方

前年の総所得金額等(※2)が、次の式で求めた金額以下の方

(扶養親族の人数+1)×35万円+10万円+32万円

▼扶養親族がいない場合は45万円

### ※1 合計所得金額

純損失、雑損失繰越控除前の所得金額。ただし、分離課税の土地建物等の譲渡所得は、特別控除前の金額

### ※2 総所得金額等

純損失、雑損失繰越控除後の所得金額。ただし、分離課税の土地建物等の譲渡所得は、特別控除前の金額

### ■納税方法

#### ① 給与からの特別徴収

② 年金からの特別徴収 ③ 普通徴収(自主納付)があり、そのいずれか、または組み合わせによって納付します。納税通知書は6月中旬までに納税義務者に送付され、会社(給与)に勤めている方は(給与)に会社を経由して通知されます。

#### ① 給与からの特別徴収

会社(給与)に勤めている方は(給与)に会社を経由して通知されます。

#### ② 年金からの特別徴収

住民税の納税義務者のうち、令和2年中に公的年金等の支払いを受け、令和3年4月1日に老齢年金等※の支払いを受けている65歳以上(昭和31年4月2日生まれ以前)の方が対象です。

※老齢年金等…老齢または退職を支給事由とする年金。支払者から届く源泉徴収票に「公的年金」と表記されているもの。遺族

年金、障害年金などの非課税年金は含まない。

| 年金支給月 |     |     |     |
|-------|-----|-----|-----|
| 4月    | 6月  | 8月  | 10月 |
| 仮徴収   |     |     |     |
| 2月    | 12月 | 10月 | 8月  |
| 本徴収   |     |     |     |

### ③ 普通徴収(自主納付)

前記①②以外の方は6月に納税通知書と4回分の納付書を送付しますので、各納期限までに納付してください。

| 期別            | 納期限              |
|---------------|------------------|
| 第1期分<br>および全納 | 6月30日(水)         |
| 第2期分          | 8月31日(火)         |
| 第3期分          | 11月1日(日)         |
| 第4期分          | 令和4年<br>1月31日(日) |

### ■安全で便利な口座振替に切り替えを！

納付のために現金を持ち歩く必要がなく、納め忘れを防止できます。1度手続きをすれば翌年度以降も継続されるので便利です。税務課または町内金融機関で口座振替依頼書を記入し、通帳印を押印して提出してください。